

# 重要事項説明書

## 1. 事業所の概要

事業所名	飯豊町訪問看護ステーション
所在地	〒999-0604 山形県西置賜郡飯豊町大字椿3654番地1 電話 0238(86)2232
提供サービス 及び指定番号	訪問看護 2790021
管理者 及び連絡先	鈴木 優子 飯豊町訪問看護ステーション
サービス提供地域	飯豊町内及び町外（町外は要相談）

## 2. 事業所のサービスの方針等

病気やケガなどで、寝たきりまたはこれに準じる状態にある方が、住みなれた家庭や地域で安心して療養できるように支援を行なっていきます。さらに、主治医や関係機関と連携を図り、より良いサービスを提供できるように努めます。

## 3. 事業所の職員体制

管理者 : 1名                      サービス担当看護職員 : 2名

## 4. 営業日及び時間

(1) 営業日                      月曜日から金曜日までとします。ただし、土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。

(2) 営業時間                      午前8時30分～午後5時15分までとします。なお、緊急時は、電話により24時間常時連絡対応可能です。

緊急連絡先：飯豊町訪問看護ステーション 電話 0238(86)2232
--

## 5. キャンセル

利用者がサービスの利用を中止する場合はすみやかに下記へご連絡ください。できるだけサービス利用2日前までをお願いいたします。

連絡先：飯豊町訪問看護ステーション 電話 0238(86)2232
--------------------------------------

## 6. 緊急時・事故発生時の対応

営業日及び営業時間外においても、電話または必要に応じて訪問看護サービスを行います。訪問看護実施中に利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じた時には、必要に応じて手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。医師の指示及び訪問看護サービスの内容により、複数名の同行による訪問看護を行います。

## 7. 非常災害時の対応

地震、風雪水害などの自然災害発生または警報などが発令された場合には、サービスの提供を中止する場合があります。その場合は事業者から連絡をします。

## 8. 感染症対策の強化

事業者は当法人の感染症対策委員に属し、おおむね6月に1回以上の委員会が開催された結果について周知し、感染症の予防及び蔓延防止のために指針を整備し、研修及び訓練を定期的に実施します。

## 9. 高齢者虐待防止に関する事項

事業者は利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置や苦情解決対策等の必要な体制整備を行うとともに、従業員に対しては虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

## 10. ハラスメント対策について

暴言、暴力、ハラスメントは固くお断りします。サービス利用契約中に利用者や家族が暴力やハラスメント行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

### 《ハラスメントの具体例》

分類	例
身体的暴力	物を投げつける/つばを吐く/たたく/つねる/蹴る/手を払いのける
精神的暴力	大声を出す/怒鳴る/特定の職員に嫌がらせをする/威圧的な態度で文句を言う/無視する
セクシュアルハラスメント	必要もなく手や腕を触る/身体をぴったりとくっつける/性的な話をする/胸や腰をじっと見る/食事などへの執拗な誘い
その他	長時間の電話/悪質クレーム/特定の職員につきまとう

## 11. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については下記で承ります。

飯豊町訪問看護ステーション 所長 (飯豊町介護老人保健施設「美の里」事務長) 色摩 里香 電話 0238(86)2232
--

公的機関においても苦情相談が出来ます。

飯豊町介護老人保健施設「美の里」	電話	0238(86)2117
------------------	----	--------------

山形県国民健康保険団体連合会	電話	023(623)7540
----------------	----	--------------

12. サービス利用料及び利用者負担

(1) サービス利用料及び利用者負担

利用者の方からいただく利用者負担金は別紙のとおりです。【別紙①②③】

(2) 自己負担金（利用料）は、次の方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

① 口座振替：指定口座より指定日に引き落としとなります。

② 銀行振り込み：飯豊町指定金融機関へ、定められた期日までお振込み願います。

上記の利用者負担は「法定代理受領（現物給付）」の場合についてです。

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者	飯豊町大字椿3654番地1	
	飯豊町訪問看護ステーション	
	管理者 鈴木優子	印
	説明者	印

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者	住所 飯豊町大字	
	氏名	印

代理人または立会人	住所 飯豊町大字	
	氏名	印

## 飯豊町訪問看護ステーション 【介護保険】

種別	内容	サービス内容	単位	自己負担（円）		
				1割負担	2割負担	
訪問 看護費	基本 (回)	基本	(1) 20分未満	314	314	628
			(2) 30分未満	471	471	942
			(3) 30分以上1時間未満	823	823	1,646
			(4) 1時間以上1時間30分未満	1,128	1,128	2,256
	加算 (回)	時間 外	早朝：午前6時～8時	上記金額に25%加算		
			夜間：午後6時～午後10時	上記金額に25%加算		
			深夜：午後10時～翌日午前6時	上記金額に50%加算		
		1名 以上	複数名訪問（30分未満）	254	254	508
			複数名訪問（30分以上）	402	402	804
		長時間訪問看護加算（特別管理加算対象の方で1時間30分を超える場合）			300	300
	サービス提供体制強化加算			6	6	12
	加算 (月)	初回加算（Ⅰ）（退院日当日が初回訪問）＊初回月のみ		350	350	700
		初回訪問（Ⅱ） ＊初回月のみ		300	300	600
		退院時共同指導加算		600	600	1,200
		中山間等小規模事業所加算		＊基本利用料に10%加算		
		緊急時訪問看護加算（Ⅰ）		600	600	1,200
		緊急時訪問看護加算（Ⅱ）		574	574	1,148
		特別管理加算（Ⅰ）		500	500	1,000
		特別管理加算（Ⅱ）		250	250	500
	ターミナルケア加算		2,500	2,500	5,000	
その他	交通費	飯豊町外（1回につき）	＊基本利用料の5%			
		死後の処置	1,100円			
		衛生材料（看護上必要時）	実費			

## 飯豊町訪問看護ステーション 【介護保険（介護予防）】

種別	内容	サービス内容	単位	自己負担（円）		
				1割負担	2割負担	
予防訪問 看護費	基本 (回)	基本	(1) 20分未満	303	303	606
			(2) 30分未満	451	451	902
			(3) 30分以上1時間未満	794	794	1,588
			(4) 1時間以上1時間30分未満	1,090	1,090	2,180
	加算 (回)	時間 外	早朝：午前6時～8時	上記金額に25%加算		
			夜間：午後6時～午後10時	上記金額に25%加算		
			深夜：午後10時～翌日午前6時	上記金額に50%加算		
		1名 以上	複数名訪問（30分未満）	254	254	508
			複数名訪問（30分以上）	402	402	804
		長時間訪問看護加算（特別管理加算対象の方で1時間30分を超える場合）		300	300	600
		サービス提供体制強化加算		6	6	12
	加算 (月)	初回加算（Ⅰ）（退院日当日が初回訪問）＊初回月のみ		350	350	700
		初回加算（Ⅱ） ＊初回月のみ		300	300	600
		退院時共同指導加算		600	600	1,200
		緊急時訪問看護加算（Ⅰ）		600	600	1,200
		緊急時訪問看護加算（Ⅱ）		574	574	1,148
		特別管理加算（Ⅰ）		500	500	1,000
		特別管理加算（Ⅱ）		250	250	500
		ターミナルケア加算		2,500	2,500	5,000
	その他	交通費	飯豊町外（1回につき）	＊基本利用料の5%		
		死後の処置	1,100円			
		衛生材料（看護上必要時）	実費			

## 飯豊町訪問看護ステーション 【医療保険】

基本利用料		
訪問看護基本療養費（Ⅰ） 週3日目まで	(イ) 5,550円 (ロ) 5,050円	(イ) 保健師・看護師 (ロ) 准看護師
訪問看護基本療養費（Ⅰ） 週4日目以降	(イ) 6,550円 (ロ) 6,050円	
訪問看護管理療養費 月の初回訪問日	7,670円	
訪問看護管理療養費 2日目以降訪問1日につき	1. 3,000円	
	2. 2,500円	

加 算		
難病等複数回訪問加算	4,500円	訪問2回/日
	8,000円	訪問3回/日
長時間訪問看護加算	5,200円	1回の時間が90分を超えた場合 週1回を限度
複数名訪問看護加算	(イ) 4,500円 (ロ) 3,800円	(イ) 看護職員が看護師と訪問 (ロ) 看護職員が准看護師と訪問
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	午後6時から午後10時/午前6時から午前8時
深夜訪問看護加算	4,200円	午後10時から午前6時まで
緊急訪問看護加算	2,650円	1日につき1回限り
24時間対応体制加算	6,520円	
特別管理加算	(Ⅰ) 5,000円	特別な管理を必要とする利用者 月1回
	(Ⅱ) 2,500円	
D X 情報活用加算	50円	1回/月
訪問看護物価対応料 月の初回訪問日	60円	
訪問看護物価対応料 月の2回目以降	20円	
訪問看護ターミナル療養費	25,000円	

☆上記以外の利用料が発生するときは事前に承諾を得ることになります。

## (2) 交通費

町内は1回につき550円。町外は55円/km となります。